

桑名市告示第168号

桑名市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月22日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

桑名市結婚新生活支援補助金交付要綱(令和6年桑名市告示第107号)の一部を次のように改正する。
第3条第2号本文中「所得証明書」を「所得課税証明書」に改め、同条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市が指定する講座を受講していること。

第6条第1項中「前条第3項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者を含む。」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 新婚世帯の婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

第6条の2を削る。

第7条第1項中「第6条第1項」を「前条第1項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

桑名市結婚新生活支援補助金交付申請書兼誓約書兼請求書

年 月 日

（宛先）桑名市長

申請者 住所
 兼誓約者 氏名
 生年月日 年 月 日
 電話番号
 配偶者 氏名
 兼誓約者 生年月日 年 月 日
 電話番号

桑名市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、桑名市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。なお、私(申請者)と配偶者ともに誓約事項については、すべて確認し、誓約します。

※この申請書は、桑名市において交付決定した後は、交付決定日を請求日とし、桑名市結婚新生活支援補助金交付請求書として取り扱います。

記

添付書類

- (1) 新婚世帯の婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫及び妻の所得課税証明書
- (3) 夫及び妻の市税等の納税証明書（課税がある場合）
- (4) 貸与型奨学金の返済額の分かる書類の写し（貸与型奨学金の返済を行っている場合）
- (5) 請求に係る添付書類

※振込先の口座情報を確認できる書類（預金通帳等）を添付してください。口座名義は交付請求者本人名義のものに限ります。

1 補助申請内容

(1) 住宅取得費用	実費	円
	添付書類 ①住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し ②引渡日が確認できる書類 ③領収書等支払ったことが分かる書類の写し	
(2) 住宅リフォーム費用	実費	円
	添付書類 ①住宅の工事請負契約書の写し ②領収書等支払ったことが分かる書類の写し	
(3) 住宅賃借費用	実費	円
	添付書類 ①住宅の賃貸借契約書の写し ②領収書等支払ったことが分かる書類の写し ③住宅手当支給証明書（様式第2号）	
(4) 引越費用	実費	円

	添付書類 ①引越しに係る契約書又は見積書の写し ②領収書等支払ったことが分かる書類の写し
合計	(1)から(4)までの実費の合計額 (ア) 円
補助上限額	(イ)夫婦どちらも39歳以下の世帯 上限30万円 (ウ)夫婦どちらも29歳以下の世帯 上限60万円
補助申請金額	実費の合計額(ア)と補助上限額((イ)、(ウ)のいずれか該当するもの)のうち、金額の低い金額を記載してください。 円 (1,000円未満の端数切捨て)

2 誓約事項

- (1) 本市がこの補助金の交付申請に係る要件の確認又は補助金受給後において内容の確認をするために、桑名市が保有する申請者及び配偶者の個人情報等の書類の閲覧又は桑名市が官公署等に対して必要な書類等の閲覧若しくは資料の提供を求めることについて同意します。
- (2) 過去にこの補助の趣旨と同一の補助を、他の自治体も含め、受けていません。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- (4) 桑名市が指定する講座を受講しました。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。